

家庭裁判所70周年を迎えて

～家庭裁判所の誕生、あゆみ、そして展望～

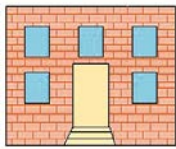
平成31年(2019年)1月1日、家庭裁判所は**創立70周年**を迎えました。
家庭裁判所が、**変化する社会**や**家族のあり方**とどのように向き合い、あゆみを進めてきたのか、節目となるこの年に振り返ってみます。



かーくん

***** 家庭裁判所の **誕生** *****

家庭裁判所は、**昭和24年(1949年)1月1日**、家事審判所と少年審判所を統合するかたちで誕生しました。



家庭に関する事件を扱う
家事審判所



少年に関する事件を扱う
少年審判所



家庭裁判所の設置を知らせるポスター

法律的な判断に重点を置く伝統的な裁判所と異なり、家庭裁判所は、法律的な枠組みを前提としつつも、**家庭内の問題の解決**や**少年の立ち直り**のために、**家庭裁判所調査官**が行う**科学的な調査**などに基き**裁判官**が**適正な解決**をすることが、その任務とされました。

世界的にも先進的な
制度だったんだ。



***** 家庭裁判所の **あゆみ** *****

昭和24年
(1949年)



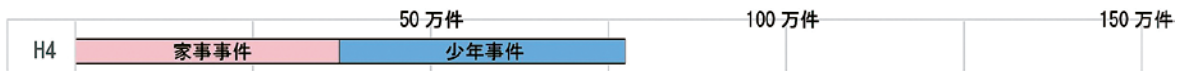
家庭裁判所が扱う事件は、出征軍人の戸籍や相続のトラブル、戦災孤児の非行など、**戦争の傷跡**や**貧困**が背景にあるものが大多数でした。

昭和41年
(1966年)



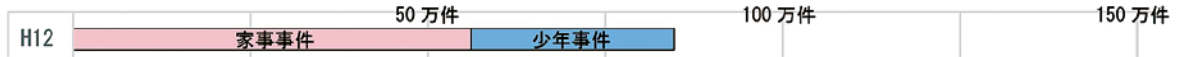
復興が進み、高度経済成長の下で国民生活が安定していくと、家庭裁判所を取り巻く環境も変化していきます。自家用車の普及により**交通事故が多発**すると、少年事件の件数はピークに達しました。

平成4年
(1992年)



「定年離婚」、「成田離婚」、「バツイチ」が流行語になるなど、**結婚観の変化**が社会現象となる中で、**離婚に関わる事件**が増加しました。

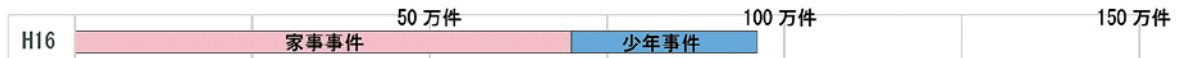
平成12年
(2000年)



3人の裁判官の**合議体**が審判を行う制度が少年事件に初めて導入されました。さらに、少年事件で**被害を受けた方が事件記録を閲覧**できるようになりました。

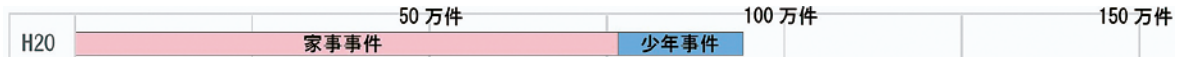
また、高齢化社会を背景として、判断する能力が十分でない方の権利を守る**成年後見制度**が始まりました。

平成16年
(2004年)



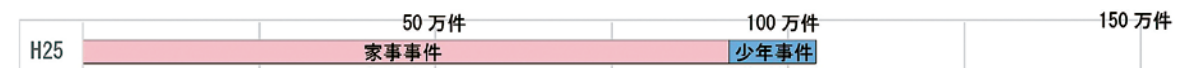
夫婦や親子の関係をめぐる訴訟の管轄が、地方裁判所から家庭裁判所に移され、家庭の問題を解決するための手続がより利用しやすくなりました。

平成20年
(2008年)



重大な少年事件で被害を受けた方が**非公開の審判を傍聴**できるようになりました。被害を受けた方に審判の状況を説明する制度も創設され、家庭裁判所は、**被害を受けた方の心情に配慮しつつ少年の健全な育成を図る**ことが求められています。

平成25年
(2013年)



家事事件の手続をさらに利用しやすくするため、**家事事件手続法**が施行されました。家庭裁判所は、法の趣旨をふまえ、紛争解決機能の強化に取り組んでいます。

少子化などを背景に、子どもの親権をめぐる事件など、家庭裁判所が扱う家事事件の数は増え続けて、平成29年には初めて100万件を突破したよ。



****より良い 家庭裁判所を 目指して ****



新しい裁判所として期待を受けて出発した家庭裁判所は、このように**戦後の日本とあゆみをと**もにしてきました。
家庭裁判所は、これからも国民の生活と深くかかわりながら、その**役割を誠実に果たして**まいります。